令和４年度東京データプラットフォーム協議会
第４回トラスト検討 WG

令和５年２月 17 日（金曜日）
9 時 35 分～10 時５分
場所：Zoom（オンライン会議）

アジェンダ
１．トラスト検討 WG の位置付け
２．第１回～第３回の振り返り
３．TDPF 事業開始時のトラスト施策について
４．来年度以降の進め方（想定）

議事概要
１．トラスト検討 WG の位置付け
（１）WG の目的と取組概要
ア　ワーキングの目的は TDPF においてデータ提供者・利用者の安心・信頼を実現し、データ流通を促進するための施策の検討を行うことである。
イ　取組概要は、トラストを確保すべき対象とその構成要素を洗い出し、トラストを確保するための施策の検討における論点を整理。その後、トラスト確保の施策の具体化を行う。
（２）TDPF におけるトラストの対象
ア　TDPF におけるトラストの対象は①データの信頼性、②データ提供者の信頼性、③データ利用者の信頼性、④運営主体の信頼、⑤システムの信頼性の５つある。
イ　⑤システムの信頼性についてはデータ連携基盤事業側で検討する分担としたため、本 WG におけるトラストの検討対象は①から④とする。
（３）本 WG のアウトプットと他事業との連携
ア　本 WG では TDPF に必要なトラストの構成要素とトラストを確保するための施策案を検討した。但し、トラスト施策がアウトプットとなるが、施策を TDPF で実装及び運営するのは他事業となるため、本 WG では、他事業に対して実装や体制整備の検討を依頼する立場として、他事業への要求事項がアウトプットとなる。
イ　本 WG からのアウトプットは大きく３種類あり、主にデータ連携基盤事業への要求事項となる「技術施策」、ポリシー策定委員会での検討依頼をするため

に、現状のポリシーをベースに過不足をアウトプットする「規約施策」、来年度の運営組織が担うべき機能・役割・体制等のする「運営対応施策」の３種類となる。

２. 第１回～第３回の振り返り

（１)WG 全体設計

ア　第１回目では、トラストの対象と、その対象がどういった構成要素から成り立っているかという構成要素の洗い出し、そして施策を検討する際の論点や大方針を有識者との意見交換等を行いながら検討し、本 WG のスコープを定義した。

イ　第２回と第３回は、有識者と事務局にて TDPF の事業開始時点で必要となるトラスト施策について、どういった施策が必要となるか、実装の優先順位等の検討を行った。

（２)第１回 WG 検討内容

ア　本 WG の検討対象とした４つのトラストの対象を構成する要素を、国や様々な団体、同様の取組を行っているプラットフォーム等を参考に事務局で洗い出し、洗い出した結果に対して有識者から意見をいただきながら、46 の構成要素に分解した。

イ　構成要素の大分類の単位でトラスト施策の大きな方向性について、有識者と意見交換を実施し今後の検討の方向性を議論した。

（３)第２回、第３回 WG の実施概要（基本情報）

ア　第２回、第３回の WG は有識者と事務局で意見交換を主体とした形式で行った。

（４)第２回、第３回 WG の実施概要

ア　第 1 回の意見交換では、TDPF の使われ方等の前提を整理しなければ論点を明確にすることが困難であり、必要なトラスト施策の議論が深まらないという意見が出た。

イ　第１回の結果を受けて、第２回 WG では前提を整理し、どういったトラストの施策が必要であるかを、具体的な施策案まで事務局で検討し第２回 WG を実施した。第２回の論点は、事務局で検討した施策案をより具体化するための検討要素や、検討の漏れがないかを論点とし、有識者と意見交換を実施。施策を具体化するためのアドバイスを多数頂けた。一方で、そのアドバイスの実現時期については第３回の WG に向けて整理が必要となった。

ウ　第３回では、アドバイスを基に事業開始時点で実装を目指す施策と、事業拡大後の実装を目指す施策に分類、４つのトラスト対象について、誰が主体となってトラストを確保するためのアクションを行うかを整理した結果を事務局にて準備した。施策を更に良くするためのアドバイスだけでなく、来年度以降に

検討すべき論点についても意見を頂いた。

（５）第２回 WG 内容｜事務局事前準備内容

ア　TDPF の計画としてデータは行政データと一部の無償の民間データから取り扱いを開始し、有償データについては事業拡大後に扱う点、その他に、TDPF は東京都が深く関与して運営する点等の細かな前提を置いた。また、これらの前提のもとで事業開始時に想定されるユースケース案を 4 つ作成し、ユースケースをベースにどういった施策が必要かを検討した。

（６）第２回 WG 内容｜事務局案に対する有識者コメント

ア　事務局で検討した施策案をベースに、施策をより具体化するためにはどうすれば良いかや、事務局で考慮が漏れているリスクや論点が無いかといった点で意見交換を実施した。

イ　施策をより具体的に改善するためのアドバイスを多数いただいた。例えば、データに求める品質はデータの利用用途によって異なるため、プラットフォーマーが一元的に判定するのは難しく、データ利用者が品質を判断できる情報を提供することが重要ではないか等である。

ウ　その他に、世の中の流れと離れている施策を事務局が検討している点については、世の中で議論されている方向性についてもアドバイスをいただいたり、法律の観点からの懸念事項点等をいただいたりできた。

（７）第３回 WG 内容｜事務局事前準備内容

ア　第３回に向けて、更に整理した前提条件として提供者・TDPF・利用者間でどういった契約のパターンがあり得るのかを検討および整理した。そして、事業開始時は、どのようなデータを取扱い、TDPF と利用者間でどういった契約形態となるかを整理した上で、トラストの方針として、誰がトラストの主体となるかの整理を行った。合わせて、第２回の有識者意見を事業開始時点の施策に反映するのか、事業拡大後に反映するかの整理を行った。

（８）第３回 WG 内容｜事務局案に対する有識者コメント

ア　事務局のトラスト施策の方針には大筋で合意できた。

イ　来年度に向けて、今年度から検討を深めていく必要がある論点についても意見を頂くことができた。

３．TDPF 事業開始時のトラスト施策について

（１）前提の整理｜事業開始時の TDPF の方針

ア　TDPF の運営は東京都が行うか、もしくは深く関与する想定である。

イ　データ提供者と利用者は両方とも何かしらの組織に属するユーザーから開始するが、大学職員や研究者など、組織には所属しているが個人名義で活動することが多い方は、所属組織の確認を行った上で TDPF を利用できるようにする想定である。

ウ　TDPF から得られたデータの利用地域について、まずは国内から開始することを想定する。

エ　TDPF とは別組織としてデータ整備事業があり、連携していく予定。データ整備事業では、データ提供者から一時的にデータを受け取りデータのクレンジングを行った上でデータ提供者にクレンジング後データを納品し、データ提供者が改めて TDPF にクレンジング後データを提供する。TDPF とは別の組織がクレンジングを行い、データ提供は従来どおりデータ提供者が行う点がポイントとなる。

（２）前提の整理｜取扱データ

ア　事業開始時点では行政データが主な品揃えとなり、民間データに関しては無償で提供可能な一部のデータから取り扱いを開始していく予定である。

（３）前提の整理｜オープンデータの取得方法

ア　TDPF では東京都オープンデータカタログサイト等の既に世の中に存在するオープンデータの検索もできるようにする予定。オープンデータを検索することは可能だが、データのダウンロードはオープンデータカタログサイトに画面遷移して、遷移先のオープンデータサイトから直接ダウンロードする方法を想定している。

（４）前提の検討｜TDPF における取引形態パターンの検討

ア　提供者と TDPF 間は従来からの想定通り、個別契約を結ぶ。

イ　TDPF と利用者間の契約は A と B の２パターンが考えられ、B の個別に契約を結ぶパターンは従来から検討していたパターンであり、今回新たに A のパターンを追加している。

（ア）A のパターンを追加した背景としては、事業開始時はオープンデータと無償の行政もしくは民間データが扱うデータのメインになることを想定しており、且つ大半は行政データになると考えている。行政データの利用条件は似通ってくる事が想定され、利用者からするとデータセット毎に同じ内容の契約を個別に結ぶのではなく、統一的な利用規約に同意するのみで使えるようにするパターンがある方がいいのではということで A のパターンを検討している。

ウ　他のプラットフォームでは提供者と利用者が直接契約を行っているパターンもあるため、新たに C の提供者と利用者が直接契約するパターンも追加している。

（５）前提の整理｜事業開始時のトラスト施策方針（データの信頼性）

ア　事業開始時はオープンデータカタログサイトに掲載されているデータを指す①のオープンデータと TDPF で提供する行政や一部民間企業のデータである②シェアードデータから流通を開始し、両方とも無償を想定している。

（ア）①のオープンデータでは TDPF からオープンデータカタログサイトに画面遷移して遷移先でデータダウンロードを行うので、トラスト施策としては遷移先のオープンデータの利用規約に準ずる形となる。

（イ）②のシェアードデータは無償であり大半が行政のデータということで一定の信頼感がある提供者からのデータと言えるため、データ提供者がトラストを確保する方針としている。

（６）事業開始時点のトラストが確保された状態とトラストの主体

ア　データについては、データの正確性や最新性等は提供者自身にしか分からないため、提供者が主体となってトラストを確保する。そして、トラストが確保された状態は、利用者が信頼性を判断するために活用できる情報を提供できていて、且つ、誰がデータ品質の主体か明確である状態としている。

イ　提供者と利用者は TDPF が主体となってトラストを確保する。提供者のトラストが確保された状態は、提供者が出す情報に誤りがなく、データの提供や誠実なコミュニケーションが継続的に行えると信じられる状態としている。利用者のトラストが確保された状態は、運営や提供者が提示したルールに従い、誠実な対応を行うと信じられる状態としている。

ウ　運営主体の信頼性は TDPF 自身がトラスト確保のためのアクションを行う。運営主体のトラストが確保された状態は、提供者・利用者のどちらかに肩入れをせず、運営の責任範囲が明確で活動に透明性がある状態としている。

（７）トラストが確保された状態を実現するための施策（案）

ア　データ連携基盤構築事業にはデータのトラスト確保のために「メタデータ提供の整備」、運営主体のトラスト確保のために「来歴管理機能の実装」「通報窓口機能の実装」を依頼した。

イ　ポリシー策定委員会にはデータのトラスト確保のために「統一利用規約の検討」「オープンデータに関するポリシーの検討」を依頼した。

ウ　運営には提供者と利用者そして運営主体のトラスト確保のために「会員登録審査基準の整備」「モニタリング体制・機能の実装」「通報窓口の体制準備」「ISO 等の標準企画準拠」を依頼した。

（８）基盤への実装を依頼した施策案詳細

ア　メタデータ提供の整備として、利用者がデータのトラストを判断可能な情報をメタデータとして登録できる画面の開発を依頼し、メタデータの項目は一般社団法人 データ社会推進協議会のデータカタログ作成ガイドラインを参考に検討することを依頼した。

イ　来歴管理機能の実装として、データが確実にやり取りされた事を管理および記録することが重要なため、データのやり取りを残す機能の実装を依頼した。

ウ　通報窓口機能として、TDPF 会員が運営に対して不正行為等を報告できるフ

ォームの実装を依頼した。

(９)ポリシー策定委員会にて検討を依頼した施策案

ア　統一利用規約の必要性については既に述べたが、統一利用規約を新たに用意することについて、検討するよう要請した。

イ　同様に、オープンデータに関する記載が現状のポリシーver1.1 には無いため、オープンデータ取り扱いに関する条項を設けるべきか検討するよう要請した。

(１０)トラスト施策案実施のために TDPF 運営組織が具備すべき機能等

ア　TDPF は会員制を想定しているため、会員登録時にどういった審査基準を設けるのがよいかの検討を依頼した。

イ　会員登録後に TDPF の規約等に違反していないかをモニタリングする体制や、規約違反や違法行為を見つけた際に通報を受ける窓口となる体制の準備を依頼した。

ウ　信頼のあるプラットフォームとするために ISO 等の標準規格を取得の検討も依頼した。

４. 来年度以降の進め方（想定）

(１)来年度以降の活動（想定）

ア　主に３つの活動を予定している。

(ア)1 つ目が今年度他事業に提案した施策案を他事業と協力しながら実装する。

(イ)2 つ目が実装した施策の効果があるのかの検証を行う。

(ウ)3 つ目が今年度は事業開始時点の施策に集中して議論したが、事業拡大を見越して必要となる施策を検討する。

(２)来年度以降に検討が必要な主な論点（例）

ア　来年度以降の論点としては、外部連携先として都市 OS や DATA-EX 等と増えていくことが想定されるため、外部連携先増加時の対応や、有償データの取り扱いが開始された場合の施策、また多様な個人の方が TDPF に登録する時に必要な施策についても検討していく予定である。

(３)TDPF 事業　今後の予定について

ア　TDPF ケーススタディ事業 プロジェクト成果報告会を 2 月 20 日 15 時から開催する。

イ　TDPF 協議会 第 7 回推進会議を 3 月 2 日に開催する。今年度の活動報告及び今後の活動に向け、有識者と意見交換を実施予定である。

以上